

行政書士法施行規則の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等への 反映の有無
1	匿名	案文の1ページの最終行の「加える」と、同2ページの改正前欄の「新設」は、どちらかに字句を統一したほうがよい。	新旧対照表において項等を追加する場合は改正前欄において[新設]と記載しております。	無
2	匿名	自動車業界という特定の業界団体の要望により、隣接法律専門職種の職域が限定されることは、他の業界からも定型的かつ容易に行えるとの必ずしもエビデンスのない主張により拡大される可能性がある。 さらには、一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会の会員企業について何らの国家試験等に基づく能力担保がされていない中でこのような規制緩和が国民の利益に反するものにならないか、再考願いたい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、本改正は、「自動車保有関係手続のワンストップサービス」に関し、電子情報処理組織を使用して行う軽自動車に係る道路運送車両法第59条第1項に規定する新規検査の申請の手続を、一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会が行うことを可能とするものですが、当該団体の指定に当たっては、行政書士法第19条第2項に基づき国土交通省からこれらの団体の状況等について意見聴取した上で、行政書士の団体の意向も踏まえ指定するものです。	無
3	個人	1)「定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない」 →本業務に経験と能力がある者(個々の作成者)が携わったことを証する資料および記録を事業者毎に備えることを義務化し、監督省庁や非行政書士を取り締まる日本行政書士会連合会等から要請があればいつでも閲覧できるようにしておく旨を追加してください。 昨今、日本を代表する軽自動車メーカーをはじめとする自動車業界の不正認証等や資格のないものの検査など、モノづくり日本の信頼を土台から揺るがすような不祥事が頻発しています。一連の不祥事でよくみられるのが資格のない者が検査や認証する等の行為であり、であれば本改正案により、資格ある者のみ業務に携わらせ、無資格者を排除しているかを第三者検証する仕組みは必須といえます。 2)、一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会が行うことを可能とするため →両法人が行政書士法に定める独占業務を一定の制限下で例外的に電磁的記録を作成することは、行政書士の業務を奪うものではあるものの、国民からのIT等活用した利便性向上を求める声もあり、仕方のないことかと存じます。 しかしながら本改正案は、両法人が恣意的に拡大解釈して業務の範囲を行政書士分野まで広げたり、あるいは業務に携わる者が今般の規則一部改正を誤解して行政書士分野まで踏み込んだ業務を行ったりする危険性が排除されておらず、それを第三者がチェックする仕組みがありません。 そこで提案したいのが、本改正案に基づいた業務の詳細な記録を両法人に作らせ、両法人が諮問機関である日本行政書士会連合会を経由して監督省庁に年1度報告をさせることを義務付けるなど、不正な業務を監視する仕組みにしてください。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、本改正は、「自動車保有関係手続のワンストップサービス」に関し、電子情報処理組織を使用して行う軽自動車に係る道路運送車両法第59条第1項に規定する新規検査の申請の手続を、一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会が行うことを可能とするものですが、当該団体の指定に当たっては、行政書士法第19条第2項に基づき国土交通省からこれらの団体の状況等について意見聴取した上で、行政書士の団体の意向も踏まえ指定するものです。	無
4	個人	本改正に賛成です。 軽自動車OSS申請においては、この様な適用除外措置を講じることが適当であると思います。	本省令案に対する賛成意見として承ります。	無

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等への 反映の有無
5	個人	1. 登録方法について、マニュアルに記載の本人意思が順守されていない。 よって法令順守されない団体に、国等に対する申請行為の容認は、認められない。 2. 軽自動車協会に対し「官公署に提出する書類を作成する」権限を付与することは、法治制度を破壊する恐れが有り、認められない。 軽自動車協会は、定款にて「軽自動車の検査申請及び届出等に係わる代行業業」を掲げ事業活動を行っている。 具体的には、軽自動車検査協会の事務所あるいは事務所支所の敷地内に軽自動車協会の事務所を設置し、軽自動車届出（登録）書類の確認＆データ入力業務を軽自動車検査協会より受任し実行している。 この現況にて、行政書士法に規程された「官公署に提出する書類を作成する」軽自動車協会に権限を付与することは、官公署が、自ら書類を作成し届出（登録）する事となり、適正な行政庁の権限を逸脱するものである。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、本改正は、「自動車保有関係手続のワンストップサービス」に関し、電子情報処理組織を使用して行う軽自動車に係る道路運送車両法第59条第1項に規定する新規検査の申請の手続を、一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会が行うことを可能とするものですが、当該団体の指定に当たっては、行政書士法第19条第2項に基づき国土交通省からこれらの団体の状況等について意見聴取した上で、行政書士の団体の意向も踏まえ指定するものです。	無
6	(一社)日本自動車販売協会連合会東京都支部	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会東京都支部以降(自販連東京都支部)は会員販社に対し登録代行業務における様々な登録、届出申請等行う中、軽自動車申請届出は今まで行政書士法の適用除外を受けていなかったため、窓口申請いわゆる紙での受付で対応してます。 今回行政書士法の適用除外の範囲が軽自動車も含まれるのであれば、会員サービスの拡大につながるほか、自販連の登録代行業務の事業範囲が拡大され、全国的に見ても自動車業界への強力なアピールになります。 一方、会員代表者からの指針として、登録車は自販連、軽自動車は全軽協へ依頼を分ける動きがあり、自販連への軽自動車の申請届出はこの指針以降落ち込んでいる状況。その中で軽OSS申請を導入した場合の需要とコストのバランスがどの程度になるかが、自販連東京都支部としての方針の決めてになると考えています。	本省令案に対する賛成意見として承ります。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
7	個人	政府方針でいろいろな手続きが電子申請が可能となり、その手続きをしっかりとした団体が行えることは、国民ために良いことと思います。 今どき、行政書士だけではなく、手続きのできるができる団体を認めることは賛成致します。	本省令案に対する賛成意見として承ります。	無

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等への 反映の有無
8	個人	1（一社）全国軽自動車協会連合会は下記のとおり不法行為を行っている民間団体である。この団体を行政書士法施行規則の適用除外することは、国民の権利利益を大きく阻害することになるので改正すべきではない。あわせて下記の不法行為を是正すべきである。 1 軽自動車検査協会から受付審査業務を受託していることを利用して、法令に定めのない書面、押印、所有権留保の事務を申請者に要求し、従わない場合は届出を受け付けない。この行為を是正するよう求めても、国交省は民間団体を指導する立場にない。総務省行政監察を求めても、行政機関でないので、指導も是正もできないとしている。法の及ばない組織となっているので適用除外すべきではない 2地方税の税務申告は税理士の独占業務であるが、一部を除き申告書の売買・作成し、申告代理等を行い、費用を徴収している。これは税理士法違反であるので適用除外すべきではない。 3独自に法令に定めのない所有権留保制度の名目で、会員に譲渡証を売買し、申請書に押印を求め、会員の利権を保護することは、不正競走防止法に違反している。公正取引委員会は違法行為として指導すべきであるので適用除外すべきではない。 4法令に定めのない所有権留保制度の名目で毎年数百億の不当利得を得ている。国民の負担軽減と損失の防止のためにもこれを中止させるとともに、不当利得は国民に返還すべきであるので適用除外すべきではない。 5軽自動車の検査、届出事務に関して、国土交通省は民間団体を認可し、関係団体との癒着を50年有余も続けていることは、関係法令に違反しているので適用除外すべきではない 6国土交通省は退職者を月給100万円で天下りさせ、（一社）全国軽自動車協会連合にも業務の丸投げを行っており、これが、同団体の行政書士法に違反する申請書作成、代理行為の温床な一になっている。この状態に、同団体が受付審査と申請代理を同時に行うことは、不正行為により運輸行政と民間団体の癒着と混乱を招いており、国交省は法令違反として処罰すべきであり、軽自動車に関する検査・届出事務を民間委託することを直ちに中止すべきであるので適用除外すべきではない 7総務省は、軽自動車税の納税システムを運用していることから、行政書士法の適用除外を側面から進めており、行政書士法の所管省として、自らが法の適用除外を進めることは、罪刑法定主義に反しており、適用除外すべきではない。 8行政書士法の適用除外を、行政書士法の違法行為を行っている業界団体に、次々に行うことは、行政書士法の形骸化を招き、国民の権利利益が大きく損なわれるので行政書士法第19条の適用除外条文は削除すべきである。 9その他の関係法令に定めのない不法行為と不当利得を得ている民間団体に行政書士法第19条の適用除外を行うべきではない。 10国交省と総務省は行政書士法の適用除外を民間団体に行うことは、利益供与にあたり国家公務員倫理法に反するので、関係者を処分すべきである。 以上意見を提出する	行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2において、官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。）等の作成は行政書士の業務とされており、また、同法第19条第1項において、行政書士でない者は、これらの業務を行うことができないこととされています。一方、同項ただし書きでは、「定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない」と規定されています。 本改正は、「自動車保有関係手続のワンストップサービス」に関し、電子情報処理組織を使用して行う軽自動車に係る道路運送車両法第59条第1項に規定する新規検査の申請の手続を、一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会が行うことを可能とするものですが、当該団体の指定に当たっては、行政書士法第19条第2項に基づき国土交通省からこれらの団体の状況等について意見聴取した上で、行政書士の団体の意向も踏まえ指定しようとするものであり、法令に則り適切な手続を経て行っております。	無

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。